

# 札幌市時計台公式ホームページ広告仕様書

## ホームページの概要

名称	札幌市時計台公式ホームページ
内容	時計台の概要、歴史、建築方式、イベント情報、夜間ホール貸出情報など、観光来館者や市民の皆様に時計台の情報を提供しています。
アクセス数	26年度ホームページ開設のため、公表できるアクセス数はございません。
HP アドレス	<a href="http://sapporoshi-tokeidai.jp/">http://sapporoshi-tokeidai.jp/</a>

## 募集内容

広告掲載場所	札幌市時計台ホームページのトップページ <a href="http://sapporoshi-tokeidai.jp/">http://sapporoshi-tokeidai.jp/</a>
広告の種類	バナー広告 画像より、広告主のホームページにリンクする広告です。
募集枠数	10枠
1枠の広告料金	1枠あたり月額20,000円（税込み） 6ヶ月以上一括申込で総支払金額から1万円、9ヶ月以上一括申込で2万円、12ヶ月以上一括申込で総支払金額の10%割引いたします。 ◇広告料金の計算例 ・1ヶ月契約の場合：20,000円 ・10ヶ月契約の場合：20,000円×10ヶ月－20,000円〈割引料金〉＝180,000円 ・20ヶ月契約の場合：(20,000円×20ヶ月)－(20,000円×20ヶ月×10%)〈割引金額〉＝400,000円－40,000円〈割引金額〉＝360,000円 ※納付方法は一括納付となります。
バナー広告 画像の規格	大きさ 縦60ピクセル×横160ピクセル 以下 形式 GIF（アニメーションは不可）、JPEG データ容量 6KB 以下
広告原稿の 納入形態	広告画像データをEメール、もしくはCD-R等の記録媒体に保存し納入してください
掲載条件	札幌市時計台公式ホームページ広告掲載基準及び、本仕様書に記載された内容を確認しこれを遵守してください

## 申込手順等

<ol style="list-style-type: none"><li>1. 広告掲載申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記入してください。</li><li>2. 下記のいずれかの方法で、掲載希望日の10日前までに札幌市時計台まで広告掲載申込書をお送り下さい。 2枠以上の掲載を希望される場合は、広告掲載申込書を希望の枠数分提出してください。 (1) Eメール <a href="mailto:sapporotokeidai@star.ocn.ne.jp">sapporotokeidai@star.ocn.ne.jp</a> (2) 送付 〒061-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市時計台</li><li>3. 広告の掲載が決まりましたら、広告掲載決定通知書、請求書をお送りします。広告料の納入期限は掲載開始日の5日前までに納入して下さい。</li><li>4. 決定通知書で指定する提出期限までに、広告原稿と広告掲載承諾書を提出してください。</li></ol>
---

## 特記事項

1. 申込多数の場合は先着順とします。同着の場合は掲載期間が長い広告を優先し、同一期間の場合は、抽選で広告主を決定します。
  2. 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確にするため、原則として民間事業者等の広告欄であることを明示します。また、必要に応じて広告の内容に関する責任の帰属に関する事、その他必要な事項を注記します。
  3. 広告原稿の作成等に関する経費は全て広告主の負担によるものとします。
  4. 必要に応じて企業に関する資料の提出を求め場合があります。
  5. 広告原稿は、札幌市時計台公式ホームページ広告掲載基準及び本仕様書により審査し、その結果、広告の内容等について修正をお願いする場合があります。
  6. 掲載期間の途中で、広告原稿またはリンク先ホームページアドレスを変更する場合には、札幌市時計台にすみやかに連絡するとともに、変更を希望する日の1週間前までに広告原稿と、広告原稿変更届（様式4）を提出してください。内容を審査した後、広告原稿変更決定通知書（様式5）を送付します。なお、変更の頻度によっては変更をお断りする場合があります。
  7. 広告主の事情により広告掲載を取り下げる場合は、すみやかに札幌市時計台までご連絡ください。この場合、納入済の広告料は返還できません。
  8. 広告掲載決定後において、以下の事由に該当する場合は、広告掲載決定を取り消すことがあります。また、この際には、広告料相当分を賠償金として請求する場合があります。
    - ア. 指定する期日までに広告料の納付がないとき
    - イ. 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
    - ウ. 広告主、広告の内容またはリンク先ホームページの内容等が各種法令に違反している、あるいはその恐れがあるとき
  9. 広告掲載期間において、札幌市時計台の責めに帰する理由により広告が掲載されなかった場合（機器の保守、天災その他特別な事情を除く）には、広告料金を日割りして、掲載されなかった日数に応じて返還します。
- 以上のほか、本仕様書に記載されていない事項については、別途協議して決定することとします。